居宅介護支援 重要事項説明書

(令和6年4月1日現在)

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定居宅介護支援について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 (平成11年厚生省令第38号)」の規定に基づき、指定居宅介護支援の提供に係る契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定居宅介護支援を提供する事業者について

法 人 名	社会福祉法人愛生会
代 表 者	理事長 本田 眞一
所 在 地	千葉県八千代市吉橋 1059-17
(連絡先及び電話番号等)	電話 047-459-8887 FAX 番号 047-459-8889
	第一種社会福祉事業
	・特別養護老人ホームの経営 ・軽費老人ホームの経営
	第二種社会福祉事業
	・老人デイサービス事業の経営 ・老人短期入所事業の経営
定款の目的に定めた事業	・老人介護支援センターの経営 ・小規模多機能型居宅介護
	事業の経営 ・認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
	公益を目的とする事業
	・居宅介護支援事業 ・地域包括支援センターの経営
	• 介護予防支援事業
法人設立年月日	平成6年9月2日

2 指定居宅介護支援を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

(1)	チルハパ	1175017			
事	業所	名	在宅介護支援センター愛生苑		
所	在	地	千葉県八千代市吉橋1059-17		
連	絡	先	電話 047-459-8887 FAX 番号 047-459-8889		
介護信	介護保険指定事業者番号 居宅介護支援 (千葉県 1272600055号)				
通常の事業の実施地域		施地域	八千代市		

(2) 営業時間

営 業 日	月曜日から土曜日 (日曜日、12月30日~1月3日までを除く)
営 業 時 間	午前9時から午後6時まで

(3) 事業所の職員体制

· / • //•// // // // // // // // // // //	• •	
管 理 者 氏 名	金澤 知子	
職	職務内容	人 員 数
管 理 者 (主任介護支援専門員)	1 従業者の管理及び利用者申込に係る 調整、業務の実施状況の把握その他の 管理を一元的に行います。 2 従業者に法令等の規定を順守させる ため必要な指示命令を行います。	常勤 1名 *介護支援専門員と兼任
介護支援専門員	居宅介護支援業務を行います。	常勤 3名以上

(4) 事業の目的及び運営の方針

(-	(4)事業の自己及び連盟のカット				
事	業	0)	目	的	要介護状態にある利用者の意思及び人格を尊重し、適正な指定居宅介護 支援を提供することを目的とします。
運	営	0	方	針	①自立支援 利用者ひとりひとりの心身の状況や環境、ニーズに合わせて、利用者 ができる限り居宅で自立した日常生活を送ることができるように、利 用者の立場にたって援助を行います。 ②公正中立 利用者の意思や人格を尊重し、特定の種類又は特定のサービス事業者 に偏ることのないように公正中立な立場でサービス調整を行いなが ら、利用者が自己選択、自己決定ができるように支援します。 ③総合的なサービス提供 地域の関係機関、医療福祉サービスと連携を図り、総合的なサービス の提供に努めます。 ④連絡相談体制 24 時間連絡が可能な体制を確保し、必要に応じて利用者の相談に対応 する体制を確保します。

3 居宅介護支援の概要、利用料金及びその他の費用について

(1) 居宅介護支援の概要

居宅介護支援の内容	① 居宅介護サービス計画の作成(サービス担当者会議の開催等)② 居宅サービス事業者との連絡調整③ サービスの実施状況の把握と評価④ 利用者の状況把握(モニタリング訪問等)⑤ 給付管理⑥ 要介護認定申請に対する協力、援助⑦ 相談業務
介護支援専門員の交	①事業所の都合により担当させる介護支援専門員を交代させることがあります。その場合には利用者のサービス利用上の不利益が生じないように十分配慮いたします。
代	②介護支援専門員の交代を希望される際には、その者が業務上不適当と認められる事情その他、交代する理由を明らかにし、当事業所に対して介護支援専門員の交代の申し出をすることができます。当事業所の相談苦情担当者にお申し出ください。

(2) 居宅介護支援の利用料

介護保険制度により、居宅介護支援費は法定代理受領により全額給付されますので、自己 負担はありません。以下の利用料金及び居宅介護支援費は、一月中に居宅サービス計画書に 位置づけた介護保険サービスをご利用された場合に一単位当たり 10.70 円 で算定します。

*介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなる場合があります。一月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当法人からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、保険者(介護保険証を交付している市町村)の窓口に提出しますと払戻を受けられます。

居宅介護支援費	(i)介護支援専門員1人当たりの利用者数が45未満	要介護 1・2	1,086 単位
(I)	の場合又は 45 以上である場合の 45 未満の部分	要介護 3・4・5	1,411 単位
	(ii) 介護支援専門員1人当たりの利用者数が45以上	要介護 1・2	544 単位
	である場合、45以上60未満の部分	要介護 3・4・5	704 単位
	(iii)介護支援専門員1人当たりの利用者数が60以上	要介護 1・2	326 単位
		要介護 3・4・5	422 単位
居宅介護支援費	ICT の活用又は事務職員の配置をしている場合		
(Π)	(i)介護支援専門員1人当たりの利用者数が50未満	要介護 1・2	1,086 単位
	または50以上の場合の50未満の部分	要介護 3・4・5	1,411 単位
	(ii)介護支援専門員1人当たりの利用者数が50以上	要介護 1・2	527 単位
	の場合、50以上60未満の部分	要介護 3・4・5	683 単位
	(iii) 介護支援専門員1人当たりの利用者数が60以上	要介護 1・2	316 単位
		要介護 3・4・5	410 単位

^{*}運営基準減算(居宅介護支援の業務が適切に行われていない場合)に該当する場合は、所定単位数の50/100となります。また2か月以上継続して該当する場合には算定しません。

(3) 加算・減算料金

項目		基本単位	内容	
初回加算		300	居宅サービス計画を新規に作成する場合や要介護状態区分が 2 区	
			分以上変更された場合、月1回算定	
特定事業所加算((I)	519	一人につき月1回算定	
((Π)	421	(別に記載する厚生労働大臣の定める基準要件による)	
((III)	323		
((A)	114		
特定事業所医療介護	連携加算	125/月	厚生労働大臣が定める基準に適合する場合	
入院時情報連携加	算(I)	250/月	入院時当日又は入院日以前に医療機関に情報提供した場合	
入院時情報連携加	算(Ⅱ)	200/月	入院日翌日または翌々日に情報提供した場合	
退院・退所加算			医療機関等からの必要な情報提供の回数により1月につき1回	
	(I) \(\)	450	カンファレンス以外の方法により1回	
*初回加算との	(I) ¤	600	カンファレンスにより1回	
同時算定はし	(Ⅱ) イ	600	カンファレンス以外の方法により2回	
ない	(Ⅱ) □	750	情報提供を2回受け、うち1回はカンファレンスによる	
	(Ⅲ)	900	情報提供を3回受け、うち1回はカンファレンスによる	
通院時情報連携加	算	50	医師又は歯科医師の診察同席した場合―人につき月1回算定	
緊急時等居宅カンファレンス加算		200	病院等の求めにより、病院等の職員と居宅を訪問しカンファレン	
			スを行いサービス等の利用調整をした場合、月2回を限度に算定	
ターミナルケアマネジ・メント加算		400	24 時間連絡体制を整備し必要に応じて終末期のケアマネジメント	
			を行った、月1回を算定	

^{*}事業所と同一建物に居住する利用者のケアマネジメントを行う場合は所定単位数の 95%を算定します。

	特定事業所集中減算	▲200 単位	正当な理由なく特定の事業所に80%以上集中した場合一月につき
	高齢者虐待防止措置未実施減算	▲1/100 単位	虐待の発生又は再発防止のための措置が取られていな場合
Ī	業務継続計画未策定減算	▲1/100 単位	業務継続計画が策定されていない場合

(3)-2 厚生労働大臣の定める特定事業所加算要件

算 定 要 件	(I)	(Ⅱ)	(III)	(A)
(1)常勤の主任介護支援専門員の配置	2名以上	1名以上	1名以上	1名以上
(2)常勤の介護支援専門員の配置	3名以上	3名以上	2名以上	常勤・非常勤各
				1名以上
(3)利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意	0	0	0	0
事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催				
(4)24 時間連絡体制を確保し、必要に応じて利用者等の相談に	0	0	0	0
対応する体制の確保				連携でも可
(5)月の利用者総数のうち要介護3以上の割合が40/100である	\circ	×	×	X
(6)介護支援専門員に対して計画的に研修を実施している	0	\bigcirc	0	\circ
				連携でも可
(7)地域包括支援センターから困難な事例を紹介された場合に	0	\bigcirc	0	0
おいても居宅介護支援を提供している				
(8)ヤングケアラー・障害者・生活困窮者・難病患者等、高齢者以	\circ	\bigcirc	\circ	0
外の対象者への支援に関する知意識等に関する事例検討会、				
研修等に参加している				
(9)居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適応を受けて	\circ	\circ	\circ	\circ
いない				
(10)月の居宅介護支援費の算定件数が介護支援専門員1人当	\circ	\bigcirc	\circ	\circ
たり 45 件未満				
(居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合は50件未満)				
(11)介護支援専門員研修における実習協力体制を確保している	\circ	\circ	\circ	\circ
				連携でも可
(12)他の法人が運営する居宅介護支援事業者と共同で事例検	\circ	\circ	\circ	0
討会、研修会等を実施している				連携でも可
(13)必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサー	\circ	\circ	\circ	\circ
ビス(インフォーマルサービスを含む)が包括的に提供される				
ような居宅サービス計画を作成している				

(4) その他の費用について

	前記2項(1)の通常のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。			
	それ以外の地域に介護支援専門員が訪問した場合、交通費の実費を頂く場合が			
交通費	あります。自動車を使用した場合の算出方法は以下のとおりです。			
	*実施地域を超えた地点から 片道 5 km~10 km未満 400 円			
	片道 10km以上は 400円+1kmにつき 50円			
解約料	利用者のご都合により解約した場合であっても、料金は一切かかりません。			
その他	記録物の複写費等は無料です。			
	料金が発生する場合、月ごとの清算とし、毎月10日までに前月分の請求をい			
支払い方法	たします。20日以内にお支払いください。お支払い方法は、現金、銀行振込、			
	口座振替の3通りの中から選べます。			

4 居宅介護支援サービスの利用方法

利用開始	居宅介護支援の契約を締結したのちサービスが開始されます。
利用終了	①利用者都合で居宅介護支援サービスの終了を希望する場合は、文書等でお申し出くださればいつでも解約できます。 ②当事業所の人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1月前までに文書等で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者を紹介します。
自動終了	以下の場合は、双方の通知がなくても自動的に居宅介護支援のサービスを終了いたします。 ①利用者が介護保険施設に入所した場合 ②介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当 (自立)又は要支援と認定された場合 ③利用者が逝去された場合
契約解除	①当法人や介護支援専門員が、利用者や家族に対して居宅介護支援契約を継続し難いほどの背信行為を行い、その改善が見込めない場合、文章等でお申し出をいただくことにより、直ちに契約を解約することができます。この場合においても地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。 ②利用者や家族等が当法人や介護支援専門員に対して、居宅介護支援契約を継続し難いほどの背信行為を行いその改善が見込めない場合、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。この場合においても地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

- 5 居宅介護支援の提供にあたっての留意事項について
- (1) モニタリング訪問のご協力をお願いします。

介護支援専門員は、居宅サービス計画書の作成後において、居宅サービス計画の実施状況の把握(以下「モニタリング」という)を行い、必要に応じて居宅サービス計画書作成の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整、その他の便宜の提供をおこないます。 担当の介護支援専門員が少なくとも月一回は自宅を訪問して、利用者に面接するとともに毎月その結果を記録します。

(2) サービス担当者会議へのご参加をお願いします。

居宅サービス計画書を新規で作成した場合や要介護更新認定及び要介護状態の区分変更の認定があった場合等に、関係する指定居宅サービス事業者を招集して専門的な見地からの意見を求め、利用者及びサービス担当者との合意を図るため、サービス担当者会議を開催いたします。居宅サービス計画書の内容について利用者又は家族に説明し同意を得た上で、利用者とサービス事業者に交付します。

- (3) 居宅介護支援に先立って、介護保険被保険者証及び負担割合証に記載された内容を確認させていただきます。内容に変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (4) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも要介護認定の有効期間が終了する30日前になされるよう必要な援助を行います。

(5) 入院時の連携

病院に入院しなければならない場合又は、急に入院となった場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援するため、早急に病院等と情報共有や連携を図る必要があります。 介護支援専門員に入院の旨をお知らせいただき、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先をお伝えください。日頃から介護支援専門員の連絡先を医療保険証やお薬手帳等と一緒に保管しておく等の対応をお願いします。

(6) 指定居宅サービス事業者の選定について

①居宅サービス計画書の作成にあたり、利用者自身によるサービスの選択を支援します。 介護支援専門員に対して複数の居宅サービス事業者の紹介を求めることや、居宅サービス 計画に位置付けた居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができま すので、必要があれば遠慮なく申し出て下さい。

②特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者に選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画を提示することはありません。前6か月に当事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下訪問介護等という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者または指定地域密着型サービス

事業者によって提供されたものが占める割合について説明を行い、理解を得るように努めます。

(7) ご自宅で最期を迎えたいと考えている利用者の意向を尊重する観点から、終末期と医師が判断した利用者に対して、必要に応じていつでも支援ができる体制を整えています。利用者又はその家族の同意を得た上で、主治医等の助言を得ながら、通常よりも頻回に自宅を訪問させていただく場合があります。利用者の状態変化によるサービス変更の必要性を把握し、主治医や居宅サービス計画書に位置付けた居宅サービス事業者等と連絡調整を行いながら、利用者の状態に即した支援を速やかに実施します。

6 虐待の防止について

- (1) 利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその発生を防止するために、次に掲げるとおり 必要な措置を講じます。
 - ①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に 周知徹底を図っています。
 - ②虐待防止のための指針を整備し、従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
 - ③虐待防止に関する担当者を管理者とします。
- (2) 利用者及び家族からの虐待等に係る相談に真摯に向き合い、当該事業所授業者又は擁護 者(現に擁護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われるご利用者を 発見した場合には速やかにこれを市町村の窓口に通報します。

7 身体的拘束等の原則禁止とその対応について

利用者又はその他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないこととし、緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合であっても、その様態及び時間、その他の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し保存します。

8 事故発生時の対応及び賠償責任

- (1)事故等の緊急事態が発生した場合は、速やかに利用者及び家族、その他の関係者に連絡を取り、必要な措置を取ります。緊急連絡先の電話番号等が変更された場合には速やかに 当事業所にお知らせください。
- (2) 利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、必要な賠償を行います。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

- (1) 事業所及び担当者は 業務上知り得た利用者及びその家族に関する個人情報に秘密事 については、正当な理由なく第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は サービス提供が終了した後においても継続します。事業者は、従業者でなくなった後に おいても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- (2) 事業者は利用者及び家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及び家族の個人情報を用いません。

10 サービス提供に関する苦情について

当事業所が提供した居宅介護支援又は、居宅サービス計画書に位置付けた居宅サービス等において、利用者及び家族からの苦情があった場合には、迅速かつ適切に対応をします。

苦情申し立て窓口

事業所の窓口	担当者 センター長・管理者 金澤 知子
在宅介護支援センター愛生苑	電 話 047-459-8887 (9:00~18:00)
市役所(保険者)の窓口	長寿支援課
八千代市役所	電 話 047-483-1151 (8:30~17:00)
公的団体の窓口	介護保険課 苦情相談窓口
千葉県国民健康保険団体連合会	電 話 043-254-7428 (9:00~15:00)

11 サービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	実施していません
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

担当介護支援専門員 (ケアマネジャー) 氏名: 居宅介護支援の契約に際して、重要事項の説明確認を証するため、本書2通を作成し、利用者と事業者が記名の上、一通ずつ保有するものとします。	12 介護支援専門員は、常に身分証を携帯し、初回訪問時及びご利用者やご家族から提示を求められたときには、身分証を提示します。				
者と事業者が記名の上、一通ずつ保有するものとします。	担当介護支援専門員(ケアマネジャー) 氏名:				
当法人は居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を 説明しました。 「所在地」 千葉県八千代市吉橋 1059-17 法人名 社会福祉法人愛生会 事業所名 在宅介護支援センター愛生苑 説明者氏名 印 和は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受け、同意しました。 (住所) 氏名 (印) (住所) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日	者と事業者が記名の上、一通ずつ保有するものとします。 介護保険制度改正により重要事項説明書の内容が変更される場合、利用者に対して変更内容				
説明しました。			説明年月日 令和 年 月 日		
事業者 法人名事業所名 社会福祉法人愛生会在宅介護支援センター愛生苑 説明者氏名 印 私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受け、同意しました。 利用者 住所 氏名 印					
事業所名 在宅介護支援センター愛生苑 説明者氏名 印 私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受け、同意しました。 利用者 住所 氏名 印	事業者	所 在 地	1 千葉県八千代市吉橋 1059-17		
事業所名 在宅介護支援センター愛生苑 説明者氏名 印 私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受け、同意しました。 利用者 住所 氏名 印 代理人 住所 氏名 印		法人名	社会福祉法人愛生会		
私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受け、同意しました。 利用者 住所 氏名 印		事業所名	在宅介護支援センター愛生苑		
した。 利用者 住所 氏名 印		説明者氏名			
利 用 者 氏 名					
氏名 供理人 任所 氏名	利 用 者				
代 理 人 氏名					
氏 名	代理人	住所			
氏名			<u></u>		
(続柄)		氏 名	(H)		
			(続柄)		